一般財団法人 日欧産業協力センター　レポート
欧州グリーンディール　EU Policy Insights

Vol.25　2023 年 9 月
Critical Raw Materials Act（重要原材料法）案　概説

主席研究員 新開裕子

■ 本資料は、当センターの公式見解を示すものではありません。
■ 本レポートの内容は別途記載がない限り執筆時点で入手している情報に基づくものであり、その後の状況変化や追加政策発表により変わる場合があります。
■ 本レポートへのご意見、取り上げて欲しいトピック等、お寄せください。
eujp-info@eu-japan.or.jp

一般財団法人 日欧産業協力センター
〒108-0072　東京都港区白金 1-27-6　白金高輪ステーションビル 4 階
TEL: 03-6408-0281　FAX: 03-6408-0283
E-MAIL : eujp-info@eu-japan.or.jp

1. はじめに

2023 年 3 月 16 日、欧州委員会は、「重要資源の安定的で持続可能な供給確保のための枠組みを設置する規則」（通称「European Critical Raw Materials Act」、以下「CRM 規則」）案(*1)を発表。7 月には EU の諮問機関から概ね支持する意見が出され、EU 理事会と欧州議会での審議が続いている（執筆時点）。この規則案は、重要原材料（CRM：Critical Raw Materials）の確保を目的として、①特定の CRM について EU 域内供給能力に関する目標値設定、②生産能力増強のための戦略的プロジェクトへの支援と行政手続きの簡素化、③EU 域内の探鉱プロジェクトの推進、④CRM サプライチェーンのモニタリング義務、⑤サステナビリティに関わる規定（リサイクル義務、環境フットプリント等）などを含む。同時に発表された政策文書(*2)では、CRMの安全で持続可能な供給を促進する「CRM クラブ」の設立など、ＥＵ域外の同志国とのパートナーシップ強化策が示された。

本号では、これまでの EU の CRM 関連政策の展開を踏まえ、近年一層強まっている経済安全保障やレジリエンスに向けた「戦略的自律」の追求と、その中核に位置付けられる CRM 法案について概観する。

2. EU の CRM政策の進展

（1） 2008 年 CRMイニシアチブと「CRM リスト」

CRM は、バッテリー、太陽光パネル、風力タービン、電気自動車、電子・情報機器などグリーンテクノロジーやハイテク製品に不可欠な資源として需要が急増するとともに、防衛・航空宇宙産業など安全保障上の重要性も増している。

重要な鉱物資源を域外に依存する EU では、長年にわたり供給リスクへの対策が講じられてきた。2010 年 9 月の尖閣諸島問題に端を発したレアアースショック以前から、中国政府による輸出関税引き上げ等の輸出規制を契機に EU の危機意識が一層高まり、2008 年に出された CRM イニシアチブ(*3)では、世界の CRM 市場におけるアクセスの確保、EU 域内の持続的供給体制確立、リサイクルや省資源化による原材料消費の削減が提唱された。

---

1 COM(2023) 160 final, Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing a framework for ensuring a secure and sustainable supply of critical raw materials and amending Regulations (EU) 168/2013, (EU) 2018/858, 2018/1724 and (EU) 2019/1020

2 COM(2023) 165 final, COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS, A secure and sustainable supply of critical raw materials in support of the twin transition

3 COM(2008) 699 final, COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL, The raw materials initiative — meeting our critical needs for growth and jobs in Europe

Copyright © 2021-2023 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

このイニシアチブのアクションプランのひとつとして、2011 年に「CRM リスト」制度が導入された。CRM リストは、産業セクターの需要や付加価値、代替可能性や輸入依存度等多角的な観点から、EU にとっての経済的重要性（EI：Economic Importance）と供給リスク（SR：Supply Risk）を分析する「重要性メソドロジー」（図表 1）に基づいて特に重要な CRM を指定するもの。欧州委員会は、2011 年の第 1 版 CRM リストで 14 鉱種を指定した。その後 3 年ごとにリストの見直しを行っている。

図表 1：重要性メソドロジー（criticality methodology）のストラクチャー

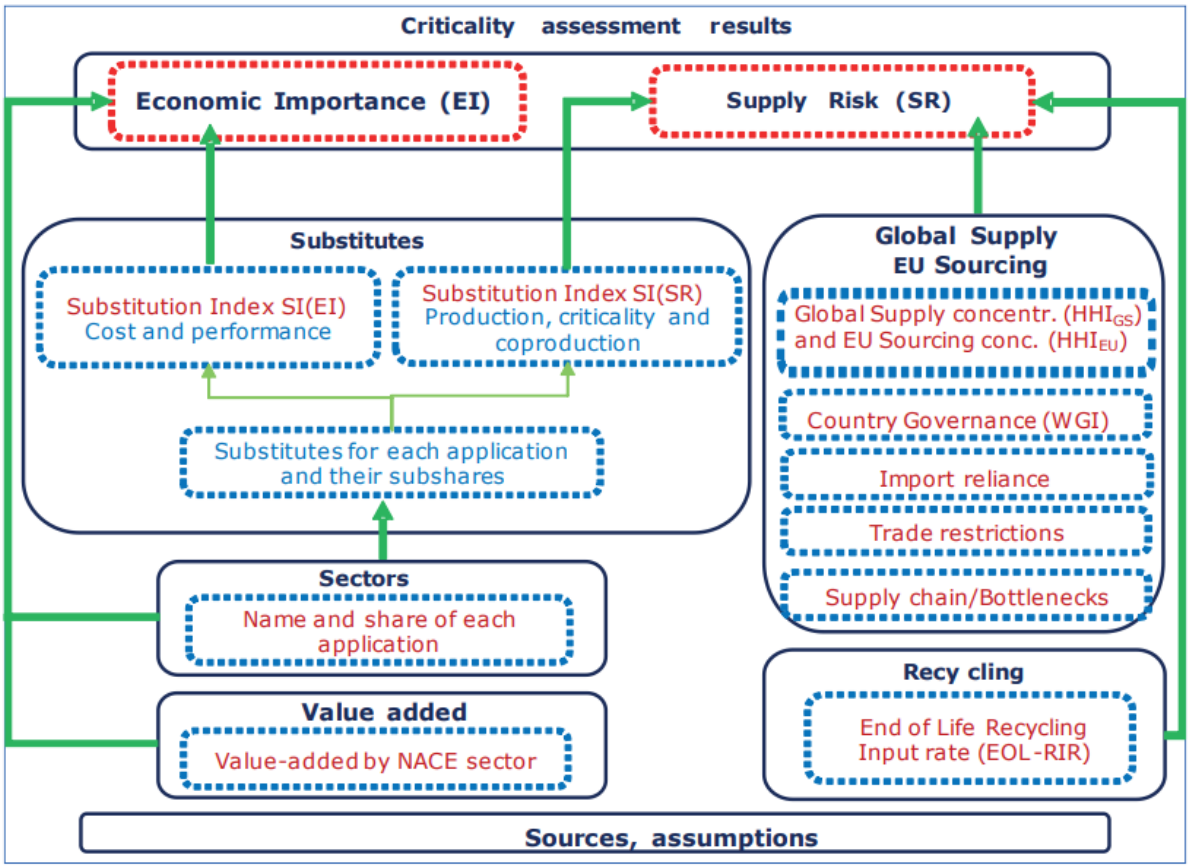

（2） 2020 年コミュニケ「Critical Raw Materials Resilience」

経済安全保障上の CRMの重要性とその域外依存への危機意識の高まりを受け、2020 年 9 月、欧州委員会は「Critical Raw Materials Resilience」と題する政策文書(*4)を発表。グリーン・デジタル移行推進に不可欠な CRM 確保への対応策が打ち出された。この政策文書には第

4 COM(2020) 474 final, COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS, Critical Raw Materials Resilience: Charting a Path towards greater Security and Sustainability

Copyright © 2021-2023 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

4 版 CRM リストも掲載され、ボーキサイト、リチウム、チタン、ストロンチウムが追加された。

また、このコミュニケのアクションプランの一つとして「European Raw Materials Alliance (ERMA)」が設立された。ERMA は、グリーンとデジタルに必要な CRM 確保のため、産業全体のエコシステム構築を目指す官民連携の枠組み。先行する成功事例である European Battery Alliance（EBA）(*5)をモデルに、加盟国政府や自治体、企業、市民社会のほか、欧州投資銀行（EIB）や投資家も巻き込んで、域内の採掘プロジェクトへの投資を呼び込み CRM 開発の加速を目指す。

注目すべきは、ERMA の事務局を務める組織、「EIT Raw Materials」(*6)の活発な動きである。同組織では、EU の CRM 関連イノベーションプログラムの官学民の橋渡しをしている。約 700 の ERMA パートナーと組み、研究・開発から、事業化、国際連携まで数百のプロジェクトを実施。2023 年 5 月時点で、すでに 50 近い投資案件を特定し、投資必要額は合計で 150 億 EUR を超えるという(*7)。

さらに EU は、世界の国々との戦略的パートナーシップ締結を進めている。2020 年コミュニケでは資源国との戦略的パートナーシップを形成していく方針が打ち出され、カナダ、ウクライナ、カザフスタン、ナミビア等と CRM バリューチェーンの整備や科学技術分野での協力、ESG 基準の標準化等について合意している。また、ニュージーランド、チリとの FTA においても、CRMに関する規定を盛り込んだ。こういった動きが後述の「ＣＲＭクラブ」構想へとつながっていく。

3. CRM 規則案の背景・概要

（1） 背景

欧州グリーンディールの下で EU が進める再エネ移行とモビリティの電化には、バッテリーや再エネ発電設備の生産に使われるレアアース等が不可欠（図表 2）だが、世界的にこれら資源の需要激増が予測されている。国際エネルギー機関（IEA）は、2021 年レポート(*8)において、（各国政府の炭素排出削減度合いによるが）2040 年までに世界のエネルギー市場の CRM 需要は 6 倍に上るという予測を発表。最も大きい需要拡大が見込まれるリチウムは 2040 年までに 40 倍、コバルト、ニッケルは同 20-25 倍の需要予測を示した。2023 年 7 月

[5] 欧州グリーンディール EU Policy Insights Vol.15 (2022 年 6月号)EU 電池規則案をめぐる最新動向（前編）
[6] EIT Raw Materials は EIT（European Institute of Innovation and Technology）のイノベーションコミュニティのひとつ。EIT は EU の研究開発プログラムで Horizon Europe の中心的存在。
[7] EIT Raw Materials, A report by the Materials for Energy Storage and Conversion Cluster of the European Raw Materials Alliance（2023 年 5 月 15 日付）
[8] IEA 2021; The Role of Critical Minerals in Clean Energy Transitions, World Energy Outlook Special Report

Copyright © 2021-2023 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

に IEA が発行した「Critical Minerals Market Review 2023」(*9)によれば、2017-2022 年における世界需要の伸びはリチウムが約 3 倍、コバルト 70%増、ニッケル 40%増となっている。

一方、鉱種によって埋蔵量・生産量が少数の資源保有国に偏在する（図表 3）ことから、供給リスクと価格のボラティリティが大きい。

図表 2：クリーンテクノロジー（バッテリー、太陽光パネル、風力発電）と CRM との関連性

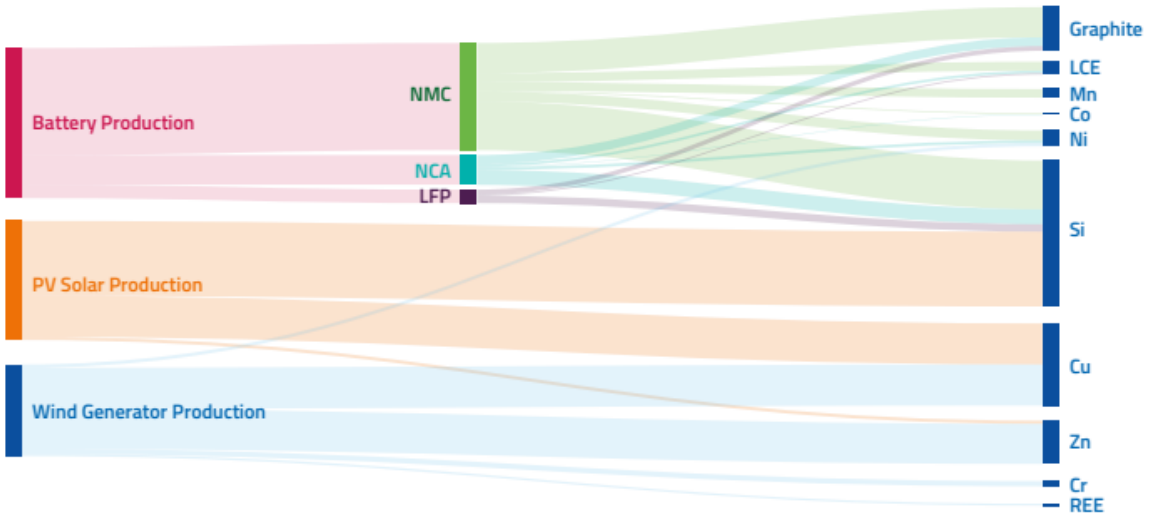

NMC: Nickel-Manganese-Cobalt、NCA: Nickel-Cobalt-Aluminium、LFP: Lithium-Iron-Phosphate
（出典：A report by the Materials for Energy Storage and Conversion Cluster of the European Raw Materials Alliance. Berlin 2023）

図表 3：主な鉱物資源の生産量・加工量の世界上位 3 か国シェア（2022 年）

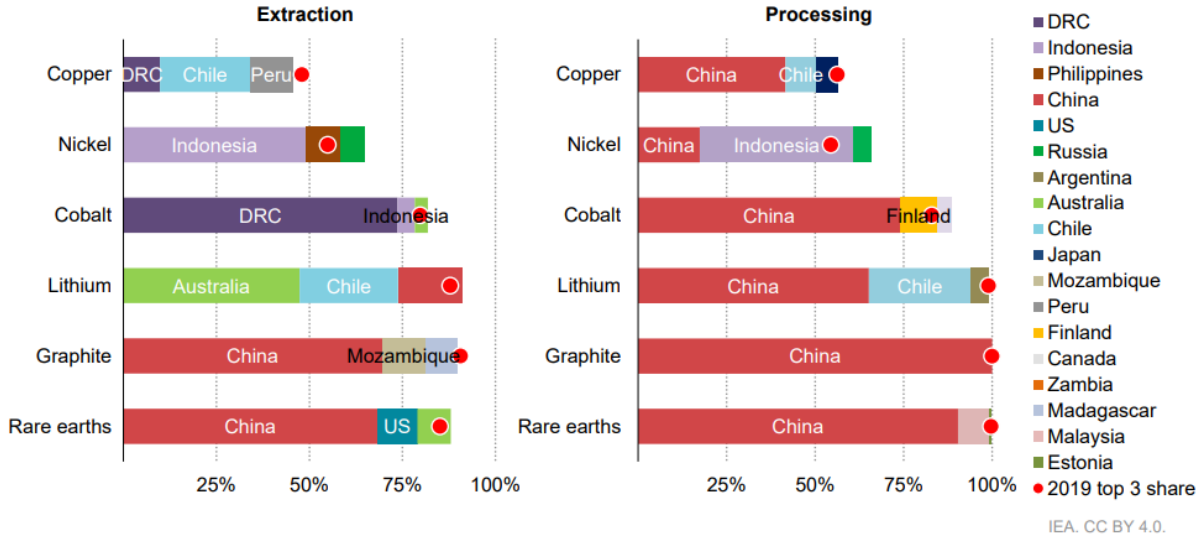

（出典：IEA, Critical Minerals Market Review 2023）

9 IEA 2023; Critical Minerals Market Review 2023

Copyright © 2021-2023 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

このような状況下、エネルギーのみでなく CRM についても域外に多くを頼る EU にとって、CRM の安定確保が欧州グリーンディールの成否を握る。ロシア産化石燃料から脱却するために再エネ電源に移行すればするほど、新たな資源調達リスクに直面することになりかねない。ウクライナ危機を契機に、ＥＵでは、経済安全保障やレジリエンス強化に向けた「戦略的自律」の追求が一層強まっている。

さらに、地政学リスクの懸念から中国依存への危機意識も高まっている。EU は、バッテリーの生産に欠かせないリチウム（加工段階）の 56%を中国に頼る。マグネシウム（加工段階）や、永久磁石に使われる重希土類元素（ジスプロシウム等）についても中国への依存度が高い（図表 4）。

上述のとおり、EU には CRMリストなどＣＲＭに関連する戦略・イニシアチブは多く存在するが、法的拘束力のある規制枠組みが未整備であることから、差し迫った CRM の供給リスクに対して現行制度の限界が指摘されていたところである。

図表 4：主な CRM の EU 向け供給国と比率

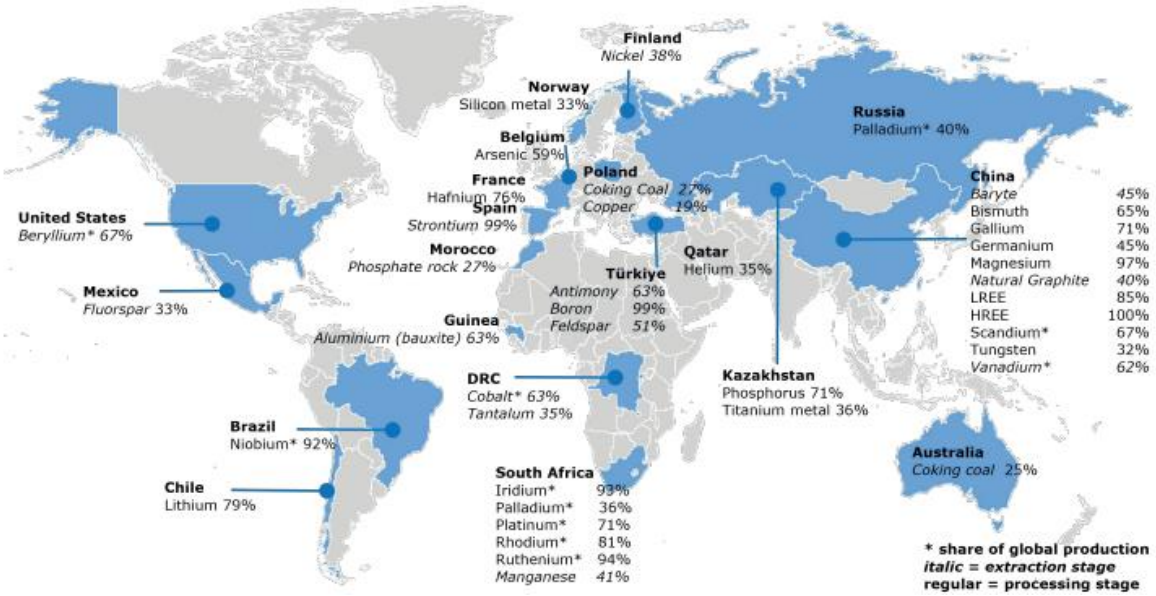

（出典：欧州委員会 Study on the critical raw materials for the EU 2023 – Final report）

（２） 法案の全体像、立法プロセス

2023 年 3 月 16 日、欧州委員会は CRM 規則案を発表。規則案は、非エネルギー、非農業の重要資源を対象として、EU が域外国に頼っている戦略的に重要な鉱物資源の生産能力増強

Copyright © 2021-2023 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

と、民間企業を巻き込んだ CRM サプライチェーン強化のための様々な規制枠組みの整備等を目的とする。

CRM 規則案は、パブコメを経て、現在、EU 理事会（閣僚理事会）・欧州議会での審議が続いている。７月には諮問機関である経済社会評議会(*10)および欧州地域委員会(*11)から意見（法的拘束力は無い）が出された。意見には修正提案も含まれるが、規則制定自体に対しては概ね賛同している。また、産業界では様々な受け止めがあるが、欧州委員会が実施したパブコメ(*12)によれば CRM サプライチェーンの脆弱性に対して EU の現行政策は十分でなく、さらなる政策介入が必要という意見が 69%を占めた。

CRM 確保をめぐる国際的な競合環境を踏まえ、加盟国単独で対処するより、EU が一丸となって動くことの効果は多くの加盟国で認識されている。そのため EU レベルで適用される「規則」という拘束力の強い二次法令(*13)の選択が正当化される面もある。一方、歴史的に資源開発を国家戦略として行ってきた加盟国の間では、資源に関わる国家権限を一部とはいえ EU に委譲する可能性に対する抵抗感も強く存在する。

このような背景から、CRM 規則案の交渉を巡っては、「戦略的で重要な」CRM に限定してなるべく自国の影響力を保持したい閣僚理事会と、欧州委員会との間で綱引きが続く。欧州委員会側は、①加盟国の代表から成る CRM 理事会（Critical Raw Material Board）を通じて欧州委員会に意見することができる、②戦略的プロジェクトの選定には加盟国からの承認が必要、などの制度設計上の工夫をして利害調整を図っているとみられる(*14)。

4. CRM 法案の主な規定

（１） 戦略的 CRMの域内採掘・加工・リサイクル材含有率（Chapter 1）

戦略的により重要な CRM（SRM：Strategic Raw Materials）（後述）について、2030 年までに達成すべき以下のベンチマーク（努力目標）を設定する。

---

10 European Economic and Social Committee (EESC)。EU の市民社会組織の代表として、雇用者、労働者その他の利益を代表するグループの評議員により構成される諮問機関。経済社会問題に関する EU 各機関からの諮問に対して答申を行う。

11 European Committee Of The Regions (CoR)。EU の地域・地方政府の代表者により構成される諮問機関。地域の利害が関係する諮問に対して答申を行う。

12 Ref. Ares(2023)529454 - 24/01/2023, European Critical Raw Materials Act Factual Summary Report of the Public Consultation によれば、パブコメ回答総数 259（うち企業関係者 164、NGO31, EU 市民 26, 公的機関 13、その他 8)。

13 規則（Regulation）は、EU 加盟国の国内法に優先し、発効すれば国内法制化を要せず直接的に加盟国内に適用される二次法令の種類。

14 SWD(2023) 160 final, Commission Staff Working Document, Subsidiarity Grid

Copyright © 2021-2023 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

- 域内年間消費量の少なくとも 10%を域内で採掘
- 域内年間消費量の少なくとも 40%を域内で加工
- 域内年間消費量の少なくとも 15%を域内でリサイクルした原料で生産

また、加工段階にある各 SRM に関して、単一の域外国からの輸入が域内年間消費量の 65%を超えないよう供給源を多様化する。

（２） 重要・戦略的 CRM の対象リスト（Chapter 2、Annex Ⅰ、Annex Ⅱ）

CRM 法案には、第 5 版となる CRM リスト案が掲載された（図表 5）。従来のメソドロジー（経済上の重要性と供給リスク）で選定された CRM リストに加え、グリーン移行に不可欠なバッテリーや太陽光発電パネル、デジタル、宇宙、防衛分野で利用されるものを中心に、戦略的重要性、需要増加予測、生産拡大の困難さを評価して最も高いスコアの CRM を「strategic raw materials」（SRM）に指定した（分析レポート(*15)に詳細データ掲載）。CRM および SRM の２つのリストは、規則発効後、４年ごとにレビューされ、必要に応じて改定される。

図表 5：CRM、SRM リストの対象鉱物

鉱物種類	CRM リスト	SRM リスト
アンチモン（Antimony）	○	
ヒ素（Arsenic）	○	
ボーキサイト（Bauxite）	○	
バライト（Baryte）	○	
ベリリウム（Beryllium）	○	
ビスマス（Bismuth）	○	○
ホウ素（Boron）	○	○（冶金グレード）
コバルト（Cobalt）	○	○
原料炭（Coking Coal）	○	
銅（Copper）	○	○
長石（Feldspar）	○	
蛍石（Fluorspar）	○	
ガリウム（Gallium）	○	○
ゲルマニウム（Germanium）	○	○
ハフニウム（Hafnium）	○	
ヘリウム（Helium）	○	
重希土類元素（Heavy Rare Earth）	○	
軽希土類元素（Light Rare Earth）	○	

[15] European Commission, Directorate-General for Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs, Grohol, M., Veeh, C., Study on the critical raw materials for the EU 2023 – Final report, Publications Office of the European Union, 2023, https://data.europa.eu/doi/10.2873/725585

Copyright © 2021-2023 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

鉱物種類	CRM リスト	SRM リスト
リチウム（Lithium）	○	○（バッテリーグレード）
マグネシウム（Magnesium）	○	○（金属マグネシウム）
マンガン（Manganese）	○	○（バッテリーグレード）
天然黒鉛（Natural Graphite）	○	○（バッテリーグレード）
ニッケル（Nickel）	○（バッテリーグレード）	○（バッテリーグレード）
ニオブ（Niobium）	○	
リン鉱石（Phosphate Rock）	○	
リン（Phosphorus）	○	
白金族金属（Platinum Group Metals）	○	○
スカンジウム（Scandium）	○	
シリコンメタル（Silicon Metal）	○	○
ストロンチウム（Strontium）	○	
タンタル（Tantalum）	○	
金属チタン（Titanium Metal）	○	○
タングステン（Tungsten）	○	○
バナジウム（Vanadium）	○	
磁石用希土類元素※		○

（※ネオジウム Nd、プラセオジム Pr、テルビウム Tb、ジスプロシウム Dy、ガドリニウム Gd、サマリウム Sm、セリウム Ce）

（出典：CRM 規則案 Annex I の Section 1（SRM リスト）、Annex II の Section 1（CRM リスト）を基に筆者作成）

（3） 戦略的プロジェクト（Strategic Projects）（Chapter 3）

CRM 規則の目的のひとつは、戦略的自律、すなわち、過度な域外依存による供給リスクを回避するため、EU の CRM 生産能力を高め強靭なバリューチェーンを構築することである。規則案では、そのための措置として、「戦略的プロジェクト」の枠組みを提案している。

戦略的プロジェクトは、EU 全体の供給安全保障への貢献、技術的実現可能性、サステナビリティへの貢献、複数の EU 加盟国にまたがる便益などの要件に基づき選定される。欧州委員会は、上述の CRM 理事会の中に設置される専門家グループから助言を受けて、申請から 60 日以内に対象プロジェクトを決定する。域外でのプロジェクトも対象となる。

一般に、資源関連プロジェクトは許認可のための行政手続きに多くの時間を要する。そこで CRM 規則案では、まず、行政手続きの簡素化・円滑化を図るとともに具体的な期限設定を提案している（許認可を申請する戦略的プロジェクトが資源採掘関連であれば 24 か月以内、加工またはリサイクル関連であれば 12 ヵ月以内）。さらに CRM 理事会の枠組みも活用し、手続きをスピードアップするためのベストプラクティスを共有するなど、許認可プロセスの改善に向けて定期的に協議することとしている。

また、行政手続きの効率化に向けて、申請先を一機関に集約し、必要な書類や情報の提出をコーディネートする役割を担う窓口（One stop shop）を設置することを各加盟国に求め

Copyright © 2021-2023 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

ている。とりわけ環境アセスメント（EU の既存の環境アセスメント指令(*16)により規定）については個別の条項（CRM 規則案第 11 条）を設け、戦略的プロジェクトの環境影響を受ける市民とのコンサルテーションの時限を 90 日以内としている。

そのうえで、域内生産拡大への具体的な取り組みとして、各加盟国に対し、鉱物資源のマッピングや地質調査等の情報を含む国家資源探査プロジェクト（National exploration programmes）の策定を求めている。加盟国は規則案発効から 1 年以内にこれを策定し、少なくとも 5 年ごとにレビューを行い、必要があれば更新することが提案された。

このように、CRM 規則案では手続き簡素化や開発プロジェクト推進に向けた対策が数多く盛り込まれているが、財政支援については具体性に欠ける。CRM 理事会のサブグループが円滑なファイナンスのための協議や助言を行う（規則案第 15 条）といった規定はあるものの、新規の EU 予算割当や公的資金活用への言及はない。長期かつハイリスクの開発プロジェクトには民間の資源ファイナンスだけではスケールアップに限界がある。欧州委員会は、民間投資を促進するため、「InvestEU」(*17)プログラムの活用、貿易金融における EU レベルの信用補完戦略の策定、採掘・精製のタクソノミー追加等を検討するとしており(*18)、今後の具体策を注視する必要がある。

（4） 供給リスクのモニタリングと対策（Chapter 4）

CRM 規則案は供給リスクのモニタリングとストレステストの実施について規定している。モニタリングは、欧州委員会が CRM の貿易動向、需給等のパラメーターを監視し、CRM 理事会の下に設置されるサブグループが情報を共有するかたちで欧州委員会をサポートする体制で行われる。

SRM については、戦略的備蓄に関する報告義務や協調行動、さらに共同調達スキームが提案された。さらに、SRM を使った戦略的技術（例：バッテリー、水素関連装置、再エネ関連装置、トラクションモーター、ヒートポンプ、データ交信とストレージ、モバイル電子機器、積層造形（AM）関連機器、ロボティクス、ドローン、ロケット、衛星、先端半導体等）を製造する民間の大企業(*19)を対象に、報告義務も盛り込んだ。各加盟国が指定する大企業は、2 年ごとにサプライチェーン脆弱性のチェックを含む監査を実施し、取締役会に報告しなければならない。加盟国は自国企業の活動をモニタリングして欧州委員会に報告する。

---

16 Directive 2011/92/EU of the European Parliament and of the Council of 13 December 2011 on the assessment of the effects of certain public and private projects on the environment (codification) Text with EEA relevance

17 「InvestEU」はサステナブル投資、イノベーション、雇用創出など EU の優先分野への民間投資に対する保証供与等を行う投資基金プログラム。

18 COM(2023) 165 final

19 年次決算報告書の直近年次において、平均従業員数 500 人超、かつ、世界全体での純売上高（net worldwide turnover）150 百万ユーロ超の企業と定義される。

Copyright © 2021-2023 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

（５） ＥＵ域外の国との戦略的パートナーシップ（Chapter 6）

上述 2.（2）のとおり、ＥＵではかねてより域外国との戦略的パートナーシップ構築が進められてきた。

今回、ＣＲＭ規則案と同時に発表された政策文書(*20)において、「CRM クラブ（Critical Raw Materials Club）」の創設が謳われた。「EU は、政府間フォーラムや第三国との戦略的パートナーシップなどを補完・発展させ、消費国と資源国がともに CRM の安全で持続可能な供給を促進するために CRM クラブを設立すべき」として、志を同じくする世界のパートナー国との連携を図る。想定する取り組みは、市場モニタリングと知識共有、資源探査活動の強化、サステナブル投資の促進など幅広い分野での活動が含まれる。

日 EU では、2023 年 7 月 6 日に、欧州委員会（DG GROW）と JOGMEC との間で、重要鉱物の安定供給に向けた協力強化を目指す覚書が締結された(*21)。サプライチェーンに絡むリスク管理やリサイクルなどの分野で情報共有を進める予定。欧州委員会の Thierry Breton 委員は、EU の経済安全保障戦略の野心を実現することは単独ではできず、like-minded partners とともに取り組む必要があり、この点で日本は非常に重要だとコメントしている(*22)。

（６） CRM とサステナビリティ（Chapter 5）

CRM 規則では、採掘など上流プロジェクトや備蓄、資源国とのパートナーシップによる CRM 確保だけでなく、いわゆる都市鉱山に注目し、個別の章を設けてサーキュラリティ（循環性、リサイクル）を規定している。域内の地上に存在する CRM を回収・再利用して循環し、調達リスクを緩和する狙い。この目的においてサーキュラーエコノミー政策やバッテリー規則、スマート・モビリティ戦略と密接につながっており、CRM 規則の重要な柱といえる。このテーマについては稿を改めて解説したい。

（本稿は筆者個人の見解であり、所属する組織の公式見解を反映するものではない。）

---

20 COM(2023) 165 final

21 2023 年 7 月 6 日付けプレスリリース「Enhancing cooperation with Japan on critical raw materials supply chains through a new Administrative Arrangement」

22 2023 年 7 月 4 日、EU 代表部において、EU 代表部、RIETI、日欧産業協力センターの 3 者共催によるセミナー「Resilient supply chains in times of geopolitical tensions」が開催された。詳細は、日欧産業協力センターの田辺靖雄専務理事によるコラム「サプライチェーン・レジリエンスの日欧協力を多面的に進めよ」（RIETI ウェブサイト）にて解説。

Copyright © 2021-2023 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.